

○第 1 条関係

青森市市税条例（平成十七年条例第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
(用語) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 〔略〕 二 徴収金 市税並びにその_____ 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 三・四 〔略〕 _____ 第十二条 削除 _____ _____ _____ _____	(用語) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 〔略〕 二 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料、</u> 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 三・四 〔略〕 <u>(督促手数料)</u> 第十二条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、<u>督促状一通について、七十円の督促手数料を徴収しなければならない。</u>ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。
(市民税の申告) 第二十七条 〔略〕 2～7 〔略〕 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から二月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第十六項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同	(市民税の申告) 第二十七条 〔略〕 2～7 〔略〕 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から二月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第十五項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同

改正後	改正前
じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項の規定による補正の方法の申出) 第七十一条 施行規則第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年一月三十一日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 一 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 二～四 〔略〕 2 〔略〕 (種別割の減免) 第百十一条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項の規定による補正の方法の申出) 第七十一条 施行規則第十五条の三第三項並びに第十五条の三の二第四項及び第五項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年一月三十一日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 一 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 二～四 〔略〕 2 〔略〕 (種別割の減免) 第百十一条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
一 〔略〕 二 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第十六項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 三～八 〔略〕 3 〔略〕 （特別土地保有税の減免） 第一百四十一条 〔略〕 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第二条第十六項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） （法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	一 〔略〕 二 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第十五項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 三～八 〔略〕 3 〔略〕 （特別土地保有税の減免） 第一百四十一条 〔略〕 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 一 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第二条第十五項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。） （法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

改正後	改正前
二・三 〔略〕 3 〔略〕 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第百五十五条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。 一 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第十六項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 二・三 〔略〕	二・三 〔略〕 3 〔略〕 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第百五十五条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。 一 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第十五項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 二・三 〔略〕

○第 2 条関係

青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例

(平成十七年条例第八十三号) 新旧対照表

改正後	改正前
<u>青森市税外諸歳入滞納金に係る督促及び延滞金に関する条例</u> (趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、同条第三項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入（以下「税外諸歳入金」という。）に係る<u>督促</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 2 税外諸歳入金に係る<u>督促</u>及び延滞金の徴収は、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二条 〔略〕 〔削除〕 <u>第三条</u> 〔略〕 (徴収方法) <u>第四条</u> _____延滞金の徴収は、市税に係る_____延滞金の徴収の例による。 2 督促状に指定した期限までに滞納金_____を完納したときは、延滞金は徴収しない。 <u>第五条</u> 〔略〕 (_____延滞金の免除)	<u>青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u> (趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、同条第三項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入（以下「税外諸歳入金」という。）に係る<u>督促手数料</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 2 税外諸歳入金に係る<u>督促手数料</u>及び延滞金の徴収は、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二条 〔略〕 (<u>督促手数料</u>) <u>第三条</u> <u>督促手数料は、督促状一通について七十円とする。</u> <u>第四条</u> 〔略〕 (徴収方法) <u>第五条</u> <u>督促手数料及び延滞金の徴収は、市税に係る督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</u> 2 督促状に指定した期限までに滞納金<u>及び督促手数料</u>を完納したときは、延滞金は徴収しない。 <u>第六条</u> 〔略〕 (<u>督促手数料及び延滞金の免除</u>)

改正後	改正前
<u>第六条</u> 市長は、税外諸歳入金の滞納についてやむを得ない理由があると認める場合においては、_____延滞金の全部又は一部を免除することができる。 <u>第七条</u> 〔略〕 附 則 1・2 〔略〕 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、<u>第三条第一項</u>に規定する延滞金の年十・七五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が十・七五パーセントを超える場合には、年十・七五パーセントの割合)とする。	<u>第七条</u> 市長は、税外諸歳入金の滞納についてやむを得ない理由があると認める場合においては、<u>督促手数料及び延滞金の全部</u>又は一部を免除することができる。 <u>第八条</u> 〔略〕 附 則 1・2 〔略〕 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、<u>第四条第一項</u>に規定する延滞金の年十・七五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が十・七五パーセントを超える場合には、年十・七五パーセントの割合)とする。

○第 3 条関係

青森市土地改良事業負担金等徴収条例（平成十七年条例第百七十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
（負担金等及び特別徴収金に係る督促等） 第八条 負担金等及び特別徴収金に係る督促、<u> </u>延滞金の徴収又は免除及び<u> </u>滞納処分については、<u>青森市税外諸歳入滞納金に係る督促及び延滞金に関する条例</u>（平成十七年青森市条例第八十三号）の規定を準用する。	（負担金等及び特別徴収金に係る督促等） 第八条 負担金等及び特別徴収金に係る督促、督促手数料及び延滞金の徴収又は免除並びに滞納処分については、<u>青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例</u><u> </u>（平成十七年青森市条例第八十三号）の規定を準用する。

○第 4 条関係

青森市道路占用料徴収条例（平成十七年条例第百九十八号）新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条の規定により徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに法第七十三条第二項の規定による_____延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (_____延滞金) 第五条 法第七十三条第一項の規定による督促をしたときは、同条第二項の規定により_____延滞金を徴収する。 2 延滞金に_____については、<u>青森市税外諸歳入滞納金に係る督促及び延滞金に関する条例（平成十七年青森市条例第八十三号）</u>の例による。	(趣旨) 第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条の規定により徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに法第七十三条第二項の規定による<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第五条 法第七十三条第一項の規定による督促をしたときは、同条第二項の規定により<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。 2 <u>督促手数料及び延滞金</u>については、<u>青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例_____（平成十七年青森市条例第八十三号）</u>の例による。

○第 5 条関係

青森市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年条例第六号）新旧対照表

改正後	改正前
（保険料の督促） 第五条 [略] 2 [略] [削除] （<u> </u>延滞金の徴収方法） 第六条の二 <u> </u>延滞金の徴収 は、市税に係る<u> </u>延滞金の徴 収の例による。 2 督促状に指定した期限までに滞納した保 険料<u> </u>を完納したときは、延 滞金は徴収しない。 （<u> </u>延滞金の免除） 第六条の四 市長は、保険料の滞納について やむを得ない理由があると認める場合にお いては、<u> </u>延滞金の全部又は 一部を免除することができる。	（保険料の督促） 第五条 [略] 2 [略] <u>3 第一項の規定により督促状を発行した場 合においては、督促状一通について七十円 の督促手数料を徴収する。</u> （<u>督促手数料及び延滞金の徴収方法</u>） 第六条の二 <u>督促手数料及び延滞金の徴収</u> は、市税に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴 収の例による。</u> 2 督促状に指定した期限までに滞納した保 険料<u>及び督促手数料</u>を完納したときは、延 滞金は徴収しない。 （<u>督促手数料及び延滞金の免除</u>） 第六条の四 市長は、保険料の滞納について やむを得ない理由があると認める場合にお いては、<u>督促手数料及び延滞金の全部又は 一部を免除することができる。</u>

○第 6 条関係

青森市介護保険条例（平成十七年条例第二百四号）新旧対照表

改正後	改正前
（保険料の督促） 第八条 [略] 2 [略] [削除] （<u> </u>延滞金の徴収方法） 第九条の二 <u> </u>延滞金の徴収 は、市税に係る<u> </u>延滞金の徴 収の例による。 2 督促状に指定した期限までに滞納した保 険料<u> </u>を完納したときは、延 滞金は徴収しない。 （<u> </u>延滞金の免除） 第九条の四 市長は、保険料の滞納について やむを得ない理由があると認める場合にお いては、<u> </u>延滞金の全部又は 一部を免除することができる。	（保険料の督促） 第八条 [略] 2 [略] <u>3 第一項の規定により督促状を発した場合 においては、督促状一通について七十円の 督促手数料を徴収する。</u> （<u>督促手数料及び延滞金の徴収方法</u>） 第九条の二 <u>督促手数料及び延滞金の徴収</u> は、市税に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴</u> 収の例による。 2 督促状に指定した期限までに滞納した保 険料<u>及び督促手数料</u>を完納したときは、延 滞金は徴収しない。 （<u>督促手数料及び延滞金の免除</u>） 第九条の四 市長は、保険料の滞納について やむを得ない理由があると認める場合にお いては、<u>督促手数料及び延滞金の全部又は</u> 一部を免除することができる。

○第 7 条関係

青森市下水道条例（平成十七年条例第二百一号）新旧対照表

改正後	改正前
(督促) 第三十条の二 〔略〕 2 〔略〕 〔削除〕	(督促) 第三十条の二 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 督促手数料は、これを徴収しない。</u>

○第 8 条関係

青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成十七年条例第二百二
号）新旧対照表

改正後	改正前
(督促) 第十一条 〔略〕 2 〔略〕 〔削除〕	(督促) 第十一条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 督促手数料は、これを徴収しない。</u>

○第 9 条関係

青森市公共下水道事業分担金条例（平成十七年条例第二百六十七号）

新旧対照表

改正後	改正前
(督促) 第十条 〔略〕 2 〔略〕 〔削除〕	(督促) 第十条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 督促手数料は、これを徴収しない。</u>